



地域づくり は みんなが参加

第4期 小田原市地域福祉活動計画

(令和4年度～令和8年度)

すべての人が安心して暮らせる
まちづくりをめざして



令和4年 10月
社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会

※表紙の絵、題字「地域づくりはみんなが参加」の説明については、目次をご覧ください。

すべての人が安心して暮らせるまちづくりのために

小田原市社会福祉協議会
会長 小野 康夫

少子高齢化、小世帯化が急激に進む今日、生活様式の多様化などにより隣近所のお付き合いが薄くなる傾向があり、さらに新型コロナウイルス感染症によって、人々が交流する機会も容易にできにくくなっております。

このような環境のなか、住民の皆さんが住み慣れた地域で、家族や友人、隣人の温かい思いやりの気持ちに包まれながら、生涯にわたって安心して生活できるような地域社会を、公民協働のもとに住民の参加を得て築きあげる「地域福祉」の必要性が高まっています。



小田原市社会福祉協議会では、平成19年度から「地域福祉活動計画」による活動を地区社会福祉協議会等とともに推進し、「すべての人々が地域の中でいきいきとした日常生活を送るために、隣近所で助け合うことができる地域社会の仕組みづくり」を目指してまいりました。

第4期目となる本計画は、小田原市が策定した「第4期小田原市地域福祉計画」に基づいた行動計画として、地域住民をはじめ、地域で活動するさまざまな団体や福祉施設、関係機関、企業、行政等がつながり、互いに協力しながら、「地域共生社会」の実現を目指す計画として策定しております。

本会といたしましては、今まで培ってきた地域福祉活動のノウハウを生かしながら、皆様と一緒に地域課題解決のために取り組み、住民を中心とした地域づくりを進めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり公私ともご多忙の中、ご協議いただきました計画策定委員会の皆様、またご意見やご提言をいただきました方々に心から感謝を申し上げます。

令和4年10月

「第4期小田原市地域福祉活動計画」目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の目的	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の性格	3
4 計画の位置づけ	3
5 計画の期間	4

第2章 第3期計画の主な取組と今後の課題

1 主な取組	5
2 課題検証	11
3 今後の課題	16
4 課題解決に向けたモデル「福ちゃんハウス」	18

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	21
2 基本目標	21
3 9の行動計画（計画の体系図）	23
4 行動計画の方向性と主な役割・取組	24

第4章 行動計画

1 ～つながり、包み込む地域社会づくりを目指して～ 「重層的支援・権利擁護の推進」	31
行動計画(1) 多機関協働による包括的な支援体制の推進	31
行動計画(2) 権利擁護関係事業の充実	39
2 ～ともに支え合う地域社会づくりを目指して～ 「地域福祉の総合力の向上」	45
行動計画(3) 地区社会福祉協議会活動の充実	45
行動計画(4) 持続可能な活動のための担い手育成・財源創出	51
行動計画(5) 福祉施設・団体などとの連携促進	57

3	～安心して、心身ともに豊かに暮らせる地域社会づくりを目指して～ 「相互理解と社会参加の促進」	61
	行動計画(6) 社会参加しやすい環境づくりの推進	61
	行動計画(7) 介護予防・健康づくりの推進	67
	行動計画(8) 広報活動の充実	73
4	～災害を軽減する地域社会づくりを目指して～ 「大規模災害への対応」	77
	行動計画(9) 災害時の地域支援体制の整備	77

第5章 計画の進行管理

計画の取組内容の点検・見直し	81
----------------	----

資 料 編

1	計画策定の経緯	83
2	意見収集先	84
3	策定委員会委員名簿	85
4	策定委員会設置要綱	86
5	用語・事業(活動)名の説明	88

◎表紙について

第4期小田原市地域福祉活動計画は、地域共生社会の実現を目的としています。そのために、あらゆる立場の人がつながることをイメージして、次の人たちによる絵と文字を掲載しました。

【絵】

足柄地区敬老行事で配られた中島保育園児が描いた絵です。(詳細は50頁で紹介)

【題字】

「地域づくりはみんなが参加」(第4期小田原市地域福祉活動計画基本理念のサブタイトル)
次の人たちに書いていただきました。

「地 域」＝小田原市地区社会福祉協議会連絡協議会役員

「づ くり」＝小田原市自治会総連合役員

「 は 」＝小田原市老人クラブ連合会代表

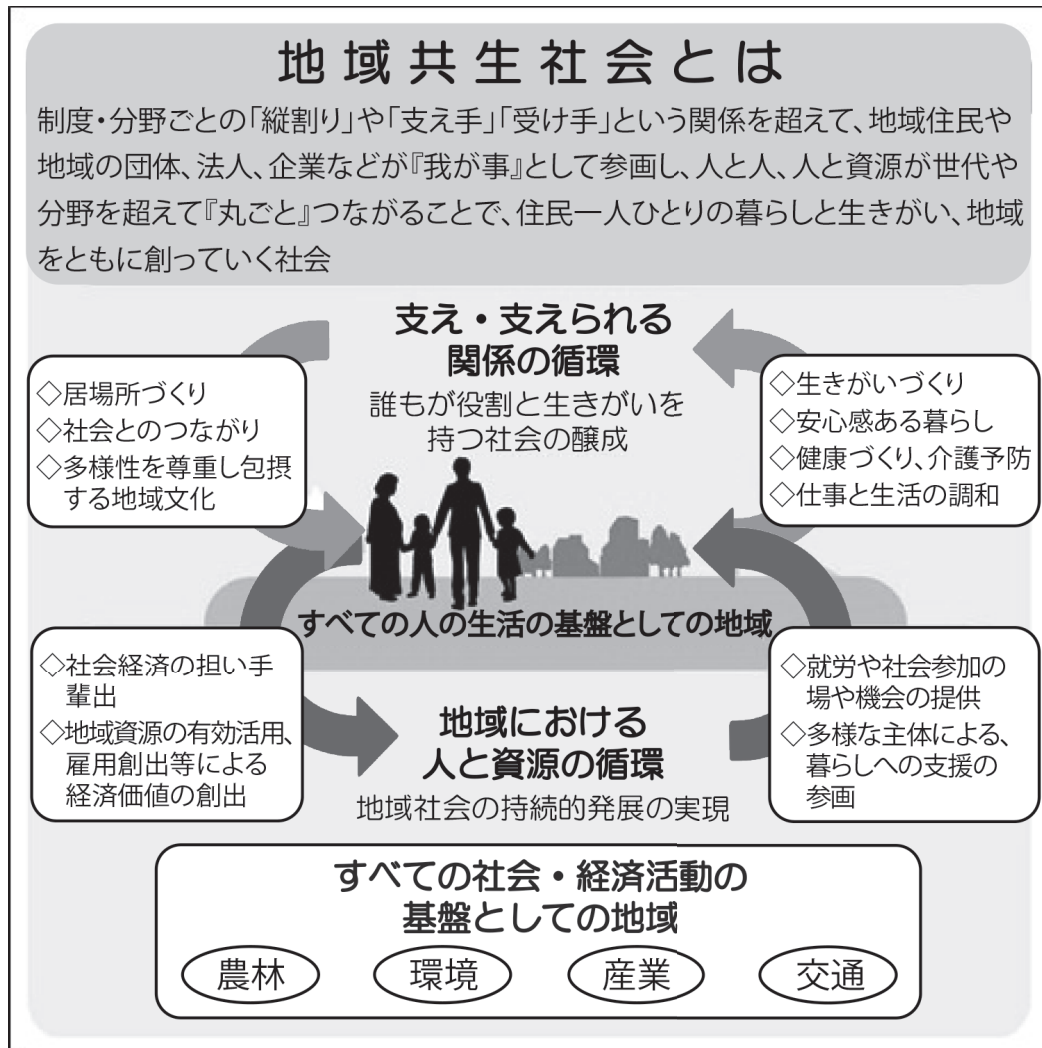
「みんなが」＝障がいのある人(社会福祉法人宝安寺社会事業部の利用者さん)

「参 加」＝小田原市民生委員児童委員協議会役員



1 計画の目的

小田原市の地域福祉計画と一体となって「地域共生社会」の実現を目指すための計画です。



この実現を目指すために、地域福祉を進める方向性などを示す行政計画としての「地域福祉計画」については、市町村によって策定することが社会福祉法で位置づけられるとともに、その計画を補完・補強するものとして、住民などによる福祉活動及び地域福祉計画の実現を支援するための民間の活動・行動計画としての「地域福祉活動計画」が各市町村の社会福祉協議会（以下「社協」という。）で策定されています。

小田原市においても、平成19（2007）年度から5か年ごとに「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」を策定し、住民主体の地域福祉活動の充実を図ってきました。

本計画は、こうした経緯を踏まえて策定した「地域共生社会」の実現に向けての民間の活動・行動計画です。

2 計画策定の背景 ～なぜ、地域共生社会が必要なのか～

私たちは日常生活を送るうえで、不便なことや、悩みごとなど、さまざまな生活課題を抱える場面があります。

従来は解決できた課題が、少子高齢化、人口減少、地域や家庭などでの支え合いの弱まりなどといった要因で解決することが難しく、それがさまざまに絡み合って複雑化し、個人や世帯で複数の課題を抱えるなど複合化している状況です。さらには、制度の挟間で解決できない課題や、社会的孤立の課題が浮き彫りとなっている現状もあります。



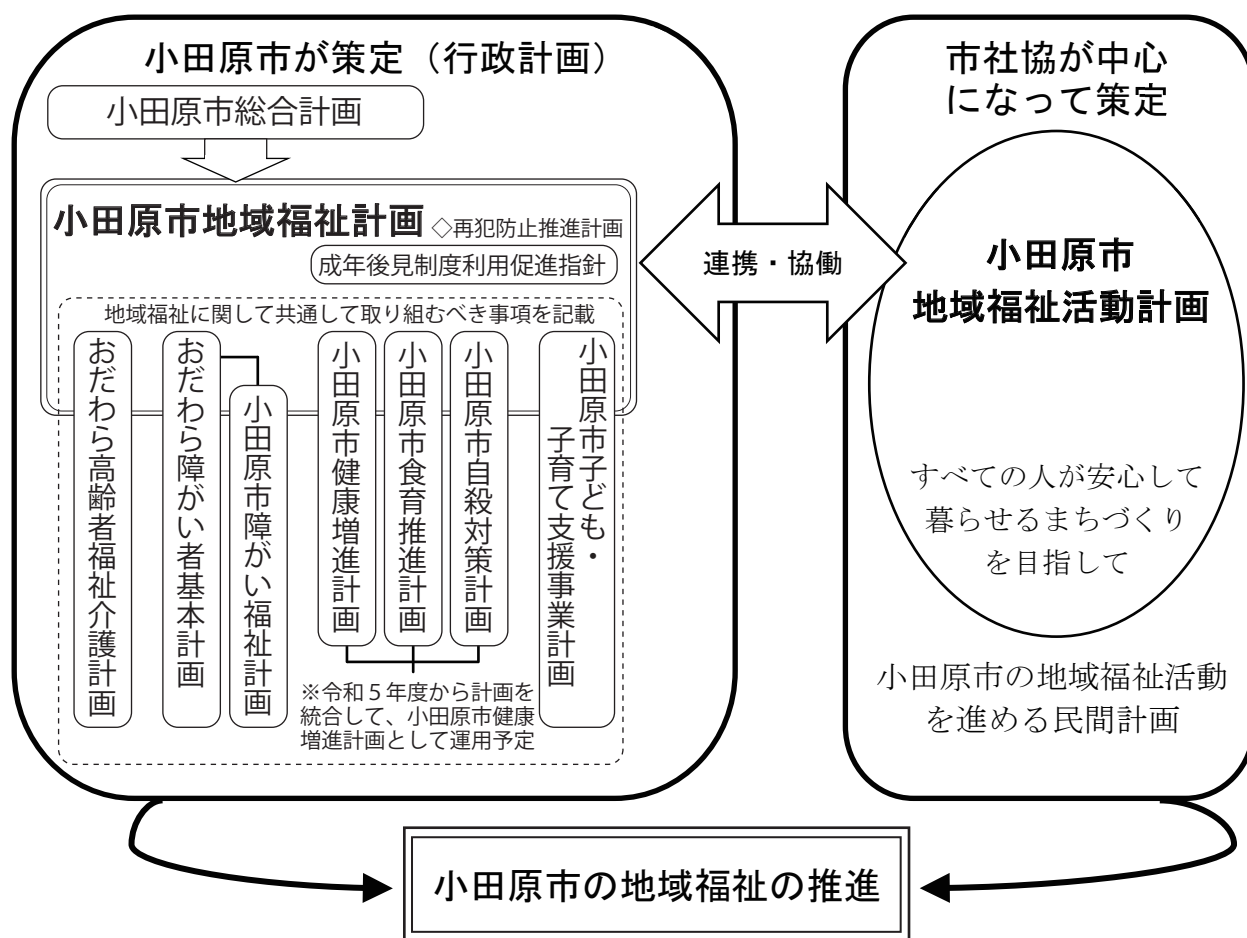
3 計画の性格

名称は「第4期小田原市地域福祉活動計画」（以下「第4期計画」という。）とし、小田原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が中心となって、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）をはじめとする地域の各種団体、福祉施設・事業所、ボランティア、市民活動グループ、企業などと連携を図り、過去15年間の計画期間中に取り組んできた事務事業の内容、成果、課題を整理し、協働計画としての地域福祉活動計画を推進していくにあたって、具体的な民間サイドの事業（活動）展開や体制整備の方策などを取りまとめたものです。

計画の推進にあたっては、市社協が中核的な機関として、地域住民をはじめ、各関係者・機関などとも協働しながら、地域に存在する福祉課題の解決を図るとともに、「すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会」の実現を目指します。

4 計画の位置づけ（小田原市地域福祉計画等との関係）

第4期計画は、小田原市が策定した地域福祉計画と一体となり、保健福祉の推進に係る諸計画とも連携を図り、市と協働しながら推進していきます。



5 計画の期間

第4期計画は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

◎ 社会福祉協議会（社協）について

社協は、社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の推進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織された民間福祉団体です。

誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちにするために、「地域にはどんな課題があるのか」「その課題を解決するには、どうしたらよいのか」ということを考え、地域住民や社会福祉関係者などの参加や協力をいただきながら活動をしています。

民間としての「自主性」と広く地域住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という2つの側面を併せもった組織です。

社会福祉法より抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

※この法律で位置づけられている「地区社会福祉協議会」とは

条文に「指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会」とあるように、政令指定都市の行政区で組織されている社協（法人組織）のことで、本市の住民主体で組織されている「地区社協」のことではありません。